

正誤表

平成 29 年8月刊行の「第 3 版 『解散・清算の実務』完全解説」におきまして、間違いがありましたので、お詫びして訂正いたします。

P 14 下から 2 行目

(誤)

また、特例有限会社は旧有限会社法と同様の取扱いが適用され、事業年度開始の日から解散日までが 1 つの事業年度、解散日の翌日から当該事業年度終了の日(定款に定めた事業年度終了の日)までが 1 つの事業年度となる点に留意が必要である。

(正)

また、特例有限会社は株式会社と同様の取扱いが適用され、事業年度開始の日から解散日までが 1 つの事業年度、解散日の翌日から 1 年ごとに清算中の各事業年度が終了する。

P 87 下から 11 行目

(誤)

さらに、特例有限会社は旧有限会社法と同様の取扱いが適用され、事業年度開始の日から解散日までが 1 つの事業年度、解散日の翌日から当該事業年度終了の日(定款に定めた事業年度終了の日)までが 1 つの事業年度となる点に留意が必要である。

株式会社、一般社団法人または一般財団法人の事業年度の取扱いと、持分会社、協同組合等および特例有限会社の事業年度の取扱いが異なる点に留意する必要がある。

(正)

さらに、特例有限会社は株式会社と同様の取扱いが適用され、事業年度開始の日から解散日までが 1 つの事業年度、解散日の翌日から 1 年ごとの期間が清算中の事業年度(清算事務年度という)となる。

株式会社、一般社団法人または一般財団法人および特例有限会社の事業年度の取扱いと、持分会社および協同組合等の事業年度の取扱いが異なる点に留意する必要がある。

P 178 損益計算書(X2 年 5 月 11 日～X2 年 7 月 10 日

(誤)退職金 1,000,000 → (正)退職金 1,806,000

(誤)当期純利益 5,536,000 → (正)当期純利益 4,730,000

以上